

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公印規則

平成27年4月1日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合の公印の規格、保管等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の保管の原則)

第2条 公印の保管は、厳正かつ確実に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規則において「公印」とは、職員が公務上作成した文書に使用する印章で、その印影により当該文書が真正なものであることを認証するものをいう。

(公印の種別等)

第4条 公印の種類、寸法及び用途は、別表の種類欄、寸法欄及び用途欄に掲げるとおりとする。

(公印管守者)

第5条 公印を厳正に管理するため、公印管守者を置く。

2 公印管守者は、公印の種類ごとに別表の公印管守者の欄に掲げるとおりとする。

(公印取扱者及びその代行者)

第6条 公印管守者は、公印取扱者を定め、その管守する公印の保管、使用その他関係事務を処理させることができる。

2 公印取扱者が不在のときは、公印管守者が定めた職員がその事務を行う。

(公印の保管)

第7条 公印は、公印箱に保管し、執務時間外にあっては、金庫等に保管しておかなければならない。

2 公印は、公印管守者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調製等)

第8条 公印の調製、改刻又は廃止は、当該公印の公印管守者が行うものとする。

(公印の新調又は改刻の届出等)

第9条 公印管守者は、公印を調製し、又は改刻しようとするときは、その理由、

用途及び様式を記載して事務局長に合議しなければならない。ただし、公印管守者が事務局長の場合は、この限りでない。

- 2 公印管守者は、公印を新調し、又は改刻したときは、速やかに、様式第1号による公印新調（改刻）届を事務局長に提出しなければならない。
- 3 事務局長は、前項の公印新調（改刻）届の提出があったときは、速やかに、様式第2号による公印台帳を作成し、公印の種類、印影、公印管守者等を登録しなければならない。
- 4 公印は、公印台帳に登録した後でなければ使用してはならない。

（公印の廃止の届出等）

第10条 公印管守者は、公印を廃止しようとするときは、様式第3号による公印廃止届を事務局長に提出しなければならない。

- 2 事務局長は、前項の公印廃止届の提出があったときは、当該公印の登録を抹消するものとする。
- 3 前項の規定により登録を抹消した公印の公印台帳は、別に保存しなければならない。

（公印の告示）

第11条 公印を調製し、若しくは改刻したとき、又は廃止するときは、その種類、印影、用途及び使用の開始又は廃止の期日を告示するものとする。

（公印の廃棄等）

第12条 改刻し、又は廃止したため不用となった公印は、事務局長に引き継がなければならない。

- 2 事務局長は、前項の規定により公印を引き継いだときは、当該廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保管するものとする。
- 3 前項の規定による保管期間を経過した公印は、直ちに、裁断、焼却等の方法により廃棄するものとする。

（事故の届出）

第13条 公印管守者は、公印について紛失、盗難等の事故があったときは、その旨を直ちに管理者に報告するとともに、様式第4号による公印事故届を事務局長に提出しなければならない。

（公印保管状況等の調査）

第14条 事務局長は、公印の保管、使用状況等について随時調査することができる。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条及び第5条第2項関係）

種 類	寸法（ミリメートル）	用 途	公印管守者
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組 合印	方 2 1	組合名をもって発 する文書	事務局長
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組 合管理者印	方 2 1	管理者名をもって発 する文書	事務局長
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組 合管理者職務代理 者印	方 2 1	管理者職務代理者名 をもって発する文書	事務局長
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組 合副管理者印	方 2 1	副管理者名をもって 発する文書	事務局長
伊豆市伊豆の国市 廃棄物処理施設組 合会計管理者印	方 2 1	会計管理者名をもっ て発する文書	会計管理者

様式第1号（第9条第2項関係）

公 印 新 調（改 刻）届

年 月 日

事務局長 様

公印管守者

下記の公印を したので伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公印規則第9条第2項の規定に基づき届け出ます。

種 類				印 影
寸 法		書 体		
印 材		個 数		
用 途				
備 考				

(注)新調した公印又は改刻した公印及び改刻して不用となった公印を添えて提出すること。

様式第2号（第9条第3項関係）

公 印 台 帳

印 影		登 録 番 号	
		登 録 年 月 日	年 月 日
		公 印 管 守 者	
		公 印 の 種 類	
		新 調 又 は 改 刻 の 告 示 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 組 合 告 示 第 号
		調 製 （ 改 刻 ） 理 由	
寸 法		廃 止 又 は 改 刻 に よ る 使 用 停 止 日	年 月 日
書 体		上 記 廃 止 又 は 改 刻 の 告 示 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 組 合 告 示 第 号
印 材		廃 止 理 由	
用 途			
備 考			
		登 録 抹 消 年 月 日	年 月 日

様式第3号（第10条第1項関係）

公 印 廃 止 届

年 月 日

事務局長 様

公印管守者

下記の公印を廃止したので伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公印規則第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

種 類				印 影
寸 法		書 体		
印 材		個 数		
用 途				
備 考				

(注) 廃止した公印を添えて提出すること。

様式第4号（第13条関係）

公 印 事 故 届

年 月 日

事務局長 様

公印管守者

下記の公印を したので伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合公印規則第13条の規定に基づき届け出ます。

種 類			
寸 法		書 体	
印 材		事故の発生 した日	年 月 日
用 途			
事故の状況			